管外旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 岸和田子ども家庭センター | 　旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが６件あった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 精算日 |
| Ａ | 兵庫県 | 令和２年７月16日 | 4,590円 | 令和２年８月20日 |
| 三重県 | 令和２年12月10日 | 160円 | 令和３年２月17日 |
| 京都府 | 令和３年１月13日 | 3,480円 | 令和３年２月17日 |
| Ｂ | 兵庫県 | 令和２年７月16日 | 3,140円 | 令和２年８月20日 |
| Ｃ | 埼玉県 | 令和２年12月３日から同月４日まで | 37,540円 | 令和３年１月８日 |
| Ｄ | 埼玉県 | 令和２年12月３日から同月４日まで | 37,080円 | 令和３年１月８日 |

 | 検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【地方自治法施行令】（概算払） 第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費【大阪府財務規則】（概算払の精算）第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 |

 | 　所属職員全員に、管外旅費の概算支給から精算・復命の流れ及び精算は旅費の確定後30日以内に行わなければならないことを改めて周知した。　また、管外旅費の支出チェックリストを作成し、旅費担当者が適正な支出事務を行い、精算漏れを防ぐことができるように対応した。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年11月１日から令和４年１月31日まで）